

平成22年第5回豊頃町議会臨時会会議録

平成22年11月25日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告 第 5 号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告について
日程第 4	議案第 5 7 号	豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 5	議案第 5 4 号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 5 号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 5 6 号	豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
追加 日程第 1		請願の委員会付託について
追加 日程第 2	請願第 4 号	EPA基本方針の策定に関する請願書（請願審査報告書）
追加 日程第 3	意見書案 第 1 1 号	EPA基本方針の策定に関する意見書

◎出席議員（8名）

1 番 藤 田 博 規 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 大 崎 英 樹 君	7 番 長 谷 川 勝 夫 君
8 番 津 久 井 精 一 君	9 番 小 野 木 英 毅 君

◎欠席議員（1名）

6 番 大 谷 友 則 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮	口	孝	君
副町	長	石	田	貢	君
農業委員会	長	竹	下	昌	徳
総務課	長	熊	野	幸	雄
企画課	長	佐	藤		潤
会計管理者		高	倉		明
住民課	長	柄	崎	明	久
福祉課	長	吉	村		進
産業課	長	金	川	正	次
施設課	長	渡	部	邦	生
教育委員会教育課	長	山	本	芳	博

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	和	田	宏	樹	君
庶務係	長	渡	辺	良	英	君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成22年第5回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告を行います。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。6番大谷議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。これで諸般の報告を終わります。

- 小野木議長 諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番藤田博規議員及び2番松崎政利議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 委員会報告第5号

- 小野木議長 日程第3 委員会報告第5号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第5号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記、

- 1、調査事件、(1)平成22年第5回豊頃町議会臨時会の議会運営に関する事項。
- 2、調査期日、平成22年11月22日。
- 3、調査の経過、(1)平成22年第5回豊頃町議会臨時会の議会運営に関する事項。

平成22年11月19日招集告示のあった平成22年第5回豊頃町議会臨時会の議会運営に関する事項について、同月22日に委員会を開催し、請願書の取り扱い等について協議を行った。

- 4、調査の結果、(1)平成22年第5回豊頃町議会臨時会の議会運営に関する事項。

ア、請願書の取り扱いについて、平成22年11月15日付けで受理したものが1件あり、緊急を要するものとして本町議会の会議規則及び運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

イ、請願の審査等のための常任委員会開催については、臨時会会期中に開催するよう日程を調整した。以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みとします。

◎ 議案第57号

●小野木議長 日程第4 議案第57号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第57号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明いたします。本案は、人事院が国家公務員の給与水準に関して、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と、均衡させることを基本に勧告を行っているものでありまして、平成22年度の人事院勧告は、本年4月の官民の給与比較の結果、公務員の給与が民間を上回っていることから、俸給表については、俸給表の俸給月額を平均で0.1%引き下げることとし、特別給のボーナスについては、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合が、公務員の年間支給月数を下回ることとなったことから、0.2月

分引き下げるなどを勧告したものであります。このことによりまして、本町におきましても人事院の勧告に基づき豊頃町職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、議案説明書説明第1号を参照願います。

改正条項第1条の第16条第2項の期末手当の支給割合では、6月期末手当の率を0.025月分引き下げ1.225月分に、12月期末手当の率を0.125月分引き下げ1.375月分に、改め、同条第3項の再任用職員に係る期末手当の支給割合では、12月期末手当の率を0.05月分引き下げ0.8月分に改め、同条の4第2項勤勉手当の支給割合では、6月及び12月の勤勉手当の率を0.025月分引き下げ0.675月分にそれぞれ改め、同条第3項、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合では、6月及び12月勤勉手当の率を0.025月分引き下げ0.325月分にそれぞれ改めるものであります。

改正条項第2条の別表第1の給料表では、現給料表を平均0.1%減額した新給料表に改定するものであります。

また、附則の改正で、55歳に達した職員に係る給与の減額措置では、当分の間、職務の級が6級の職員について、55歳に達した日後の最初の4月1日以後から、給料月額及び期末勤勉手当の支給について、1.5%を減ずるものであります。

改正条項第3条の附則の改正（平成19年条例第2号）の現給補償給料月額では、平成19年3月31日現在において支給されていた給料月額に、99.59%を乗じて得た額を今後の現給補償給料月額とするものであります。

附則としまして、第1項の施行期日では、この改正条例中、第1条の規定は、平成22年12月1日から施行し、第2条及び第3条の規定については、平成23年1月1日から施行するものであります。第2項は、55歳に達した職員の給与減額措置に係る読み替え規定でありまして、平成22年4月1日以前に55歳に達している職員の附則第4項の適用については、55歳に達した最初の4月1日を改正条例の施行の日読み替えるものであります。

以上でありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号～議案第56号

●小野木議長 日程第5 議案第54号、豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第6 議案第55号、豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について及び日程第7、議案第56号、豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第54号から議案第56号までの3件について、一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第54号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第55号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第56号 豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、一括してご説明いたします。本案は、議案第57号で議決をいただきました本年度の人事院勧告に基づきまして、議会議員、特別職、及び教育長の期末手当についても、同様に改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、一般職の6月期末勤勉手当の支給率が1.9月分、及び12月期末勤勉手当の支給率が2.05月分に改正されることから、特別職等の期末手当にかかる現行支給率を6月支給率で0.05月分を、12月支給率で0.15月分をそれぞれ引き下げることとし、関係条項中100分の195を100分190に、100分の220を100分の205にそれぞれ改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成22年12月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 議案第54号、豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 5 号、豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから議案第 5 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 6 号、豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから議案第 5 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議事日程追加の件

●小野木議長 お諮りします。請願第 4 号 E P A 基本方針の策定に関する請願は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第 4 号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

- 小野木議長 追加日程第1 請願の委員会付託を行います。

緊急を要する請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 請願文書表 受理番号4、受理年月日 平成22年11月15日、件名 E P A基本方針の策定に関する請願書、請願者の住所及び氏名 豊頃町中央若葉町12番地 豊頃町農業協同組合代表理事組合長 相澤昌幸、豊頃町農政協議会副執行委員長 津久井清美、紹介議員の氏名 豊頃町議会 菅谷誠議員 大谷友則議員、付託委員会 産業厚生常任委員会。以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の産業厚生常任委員会に付託し、審査することになります。

暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 請願第4号

- 小野木議長 追加日程第2 請願第4号 E P A基本方針の策定に関する請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長

- 松崎委員長 請願審査報告書 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記、

- 1、請願受理番号 請願第4号、
- 2、付託年月日 平成22年11月25日、
- 3、件名 E P A基本方針の策定に関する請願書、
- 4、審査の結果 採択すべきものと決定
- 5、委員会の意見 北海道農業は、我が国最大の食糧基地として、専門的で大規模な経営を主体的に良質な農畜産物を国民へ安定供給しており、食料自給率の向上に大きく寄与している。関税撤廃を原則とするTPPへの参加は、北海道農業をはじめ地域経済・社会に壊滅的な影響を与えることから断じて行うべきでなく、E P A、F T Aなどの国際貿易交渉については、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むことが重要であることから願意妥当としたものである。以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから請願第4号を採決します。

お諮りします。この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 意見書案第11号

●小野木議長 追加日程第3 意見書案第11号 E P A基本方針の策定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員

●松崎政利議員 意見書案第11号 提出者 豊頃町議会議員 松崎政利、賛成者 豊頃町議会議員森一彦、同人大崎英樹。

E P A基本方針の策定に関する要望意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

E P A基本方針の策定に関する要望意見書。

国は、本年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画は食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、食料自給率の向上に向けた施策を重点的・効率的に実施するものである。また、国際交渉への対応では、E P A（経済連携協定）、F T A（自由貿易協定）について、食の安全、安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なわないことを基本に取り組むとしている。

こうした中で、政府は6月に策定した新成長戦略の具体化に向けて、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加検討を含む包括的経済連携協定に関する基本方針の策定に着手している。

しかし、T P Pは例外品目なく100%自由化を実現する質の高いF T Aであり、T P Pへの参加は食料自給率の向上と多面的機能の発揮をめざす国の食料・農業・農村政策に大きな影響を及ぼすことになる。

万が一にも、わが国農業の重要品目である米や小麦、砂糖、牛肉、乳製品などの農畜産物の関税が撤廃されると、農林水産省の試算では国内の農業生産額は4兆1,000億円減るとされ、

北海道の試算でも、関連産業を含め2兆1,254億円の損失が出るとの試算結果が示されるなど甚大な損害が予測され、第1次産業が主要産業である本町においても、農林水産業をはじめ地域経済、雇用に多大な影響が懸念される。

このため、EPA基本方針の策定、TPPへの参加にあたっては、下記事項の実現について強く要望する。

記、

1、関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は、北海道農業をはじめ地域経済、社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。

2、EPA、FTAなど国際貿易交渉については、食料、農業、農村基本計画に基づき、食の安全、安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないことの基本方針を貫くこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから意見書案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成22年第5回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時38分 閉会